

事務連絡
平成22年5月28日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

人員基準が満たない訪問看護ステーションの休止・廃止の取扱いについて

日頃より、介護保険制度の円滑な推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

指定訪問看護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師の員数については、2.5人（常勤換算）以上確保することが必要である旨、指定基準に規定しているところですが、当該基準を満たさない場合の休止・廃止に対する取扱いについては、介護保険法第76条の2の規定に基づき「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（別添1参照）において、具体的手順を示しております。指定基準を満たさない事業所の休止・廃止の取扱いについては、こうした趣旨を踏まえ、適切に対応して頂くとともに、関係者に対し十分な周知をお願いいたします。

なお、今般、指定訪問看護ステーションの廃止・休止の取扱いについて実態を把握することといたしました。

つきましては、別添2の「人員基準が満たない訪問看護ステーションの休止・廃止の取扱いについて」に必要事項をご記入のうえ、以下の担当あて、6月4日（金）17時までにメールにて送信いただきますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局

老人保健課看護係 北澤

TEL：03-5253-1111（内線 3989）

E-mail：kitazawa-naomi@mhlw.go.jp